

25 就業手当について

失業中に、アルバイトなど1年を超える見込みのない職業に就いた（再就職手当の支給対象とならない）場合、その就業日について、支給要件を全て満たした場合には、就業手当の支給を受けることができます。

また、この就業手当の支給を受けた場合においても、その後、その就業が安定した職業になったと認められるときは、再就職手当の支給対象となる場合があります。

なお、この場合の支給残日数は、「安定した職業に就いた」日の前日時点で判断することになります。

就業手当の金額は

就業日ごとに、基本手当日額の30%に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）の支給を受けることができます。

※ 就業手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

- 離職時の年齢が60歳未満の方 6,195円
- 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 5,013円

（基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります。）

就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされます。

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であること。
- ② 再就職手当の支給対象とならない職業に就いたこと。
- ③ 待期満了日後の就業であること。
- ④ 離職理由による給付制限を受けた場合には、待期満了後1か月間についてはハローワーク等、または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介による就業であること。
- ⑤ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
（資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます）
- ⑥ 受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

就業手当の申請手続きについて

4週間に1回の失業の認定日に、前回の認定日から今回の認定日の前日までの各日について、「就業手当支給申請書」に「雇用保険受給資格者証」および「就業した事実を証明する書類」を添えて提出してください。

※ 就職日以後、失業の認定の必要のない方については、支給申請書を代理人（委任状が必要）または郵送により提出することが可能です。なお、この場合、事業主の証明が必要となります。

26 常用就職支度手当について

次のいずれかの方が、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満の時点で、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介で安定した職業に就き、支給要件を全て満たしたときに支給される手当です。

- 45歳以上で雇用対策法等に基づく再就職援助計画等の対象となる方
- 障害者等の就職が困難な方

常用就職支度手当の金額は

支給額は、90（所定給付日数の支給残日数が90日未満である場合には、支給残日数に相当する数。その数が45を下回る場合、45）に基本手当日額を乗じて得た額の10分の4となります（1円未満の端数は切り捨て）。

なお、所定給付日数が270日以上を受給資格者については、一律36日分となります。

※ 常用就職支度手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。

- 離職時の年齢が60歳未満の方 …………… 6,195円
- 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 … 5,013円

（基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります）

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1未満であること。
- ② ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したこと。
- ③ 1年以上引き続いて雇用されることが確実であること。
- ④ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ⑤ 待期満了日後に職業に就いたこと。
- ⑥ 給付制限期間が経過した後に職業に就いたこと。
- ⑦ 原則、就職日において支給残日数が残っていること。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得する要件での雇用であること。
- ⑨ 就職日前3年以内^注の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。

^注就職日3年以内の就職とは、令和2年8月1日に就職の場合は平成29年8月1日以降就職により受給した者が該当します。

- ⑩ 再就職手当の支給を受けることができないこと。

※ 支給に関する調査を行う際に、その事業所に勤務していることが必要です。

常用就職支度手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

常用就職支度手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 常用就職支度手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
- 2 雇用保険受給資格者証
- 3 その他、ハローワーク等の求める書類

※ 提出は、郵送でも差し支えありません。また、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（1か月程度）を要します。

27 その他の就職促進給付について

その他の就職促進手当として、移転費、広域求職活動費等があります。

移転費について

移転費とは、受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

基本手当の受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する方。

(イ) 待期の期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

i) 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間が4時間以上であるとき

ii) 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき

iii) 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき

(ロ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(イ)、(ロ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が1年未満の場合、循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合や職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限が経過する前に、就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなった場合等については、移転費は支給されません。

（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

求職活動支援費について

求職活動支援費とは、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

① ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）

② ハローワークの職業指導により短期の訓練を受講する場合（短期訓練受講費）

③ 求職活動を容易にするための保育等サービスの利用をする場合（求職活動関係役務利用費）

【広域求職活動費】

広域求職活動費の支給を受けられるのは、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行い、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (イ) 紹介された求人が、当該受給資格者等に相当と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人であること
- (ロ) 鉄道賃、船賃、航空費及び車賃の計算の基礎となる距離が往復鉄道200キロメートル（水路及び陸路は4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす）以上であること。

上記(イ)及び(ロ)受給資格者の方についても、以下に該当しない場合は、広域求職活動費は支給されません。

- i) 待期の期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき
- ii) 広域求職活動に要する費用が訪問先の事業所から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。

なお、上記 i)、ii)のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、広域求職活動を開始した場合等については、広域求職活動費は支給されません。

【短期訓練受講費】

短期訓練受講費の支給を受けられるのは、ハローワークの職業指導により再就職に必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した方で、次の(イ)～(ニ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (イ) 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること。
- (ロ) 職業指導を受ける日において、受給資格者であること。
- (ハ) 待期の期間が経過した後に、教育訓練の受講を開始したこと。
- (ニ) 教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を受けている講座を受講する場合は、一般教育訓練給付金の支給要件を満たす方でないこと。

【求職活動関係役務利用費】

求職活動関係役務利用費の支給を受けられるのは、求人者との面接等をするため、又は教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって、次の(イ)～(ニ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (イ) 保育等サービスを利用した日において、受給資格者であること。
- (ロ) 待期の期間が経過した後に、保育等サービスを利用したこと。
- (ハ) 「求人者との面接等」とは、求人者との面接のほか、筆記試験の受験、ハローワーク等、許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。
- (ニ) 「教育訓練の受講」とは、ハローワークの指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、ハローワークの指導により各種養成施設に入校する場合、教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等を受講している場合及び出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合をいう。

（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

28 就職した後に再び離職したときは？

新しい受給資格が得られなかった場合

当初の受給期間内（8ページ参照）に、支給残日数がある場合には、その範囲内で基本手当の支給を受けることができます。ただし、支給の対象となる日は、離職後にハローワーク等に来所して届け出をし、再就職申し込みをされた日（給付制限期間がある場合は、給付制限期間経過後）からとなりますので、離職後できるだけ早くハローワーク等に来所して届け出るようにしてください。

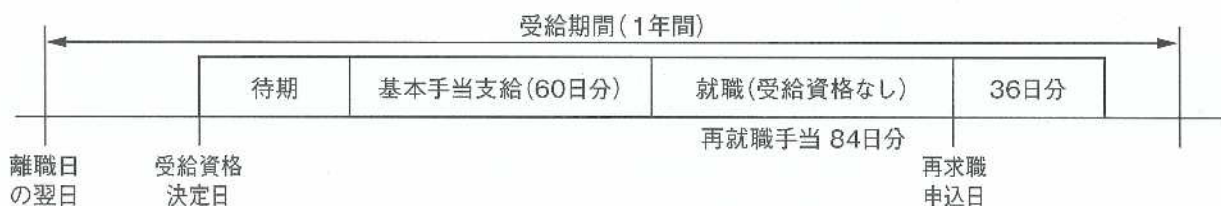
なお、再就職手当等の支給を受けた場合は、その支給日数分を差し引いた範囲内（端数は切り捨て）で基本手当の支給を受けることができます。

届け出に必要なもの

- ☐ 雇用保険受給資格者証
- ☐ 離職票または喪失確認通知書
- ☐ 雇用保険未加入者の場合は離職状況証明書（49ページ別紙4）

たとえば

所定給付日数180日の方が、基本手当60日分の支給を受けた後再就職し、再就職手当84日分の支給を受けた後に離職したとき



180日（所定給付日数）－60日（基本手当）－84日（再就職手当）＝36日、の範囲内で基本手当の支給を受けることができます。

再就職手当等受給後に再離職した場合の受給期間が延長される特例があります

再就職手当等の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格が生じた後の離職を除きます。以下「再離職」といいます）の日が受給期間内にあり、かつ、倒産、解雇等により再離職された方について、一定の受給期間が延長されます。

新しい受給資格が得られた場合

就職した事業所で被保険者となって12か月以上（解雇・倒産等で退職された方の場合は6か月以上）働いた後に離職した場合には、通常は新たに雇用保険の受給資格が生じますので、その受給資格で基本手当の支給を受けることになります。この場合には、支給を受けるための手続きを最初から行う必要があります（2ページ参照）。

なお、新たに受給資格が得られた場合には、以前の受給資格に基づく支給を受けることはできません。

29 氏名や住所を変更するときは

氏名や住所を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワーク等に届け出をしてください。

住所を変更した場合、雇用保険の手続きにお越しいただく、管轄のハローワーク等が変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- ☐ 雇用保険受給資格者証
- ☐ 氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください）
- ☐ 払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

30 安定所長・地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講するときは？

ハローワーク等では、あなたの再就職に役立つと判断した場合は、公共職業訓練等の受講を指示することがあります。

この場合には、所定給付日数分の支給が終了した後も、訓練修了日まで基本手当が延長して支給されます。

このほか、訓練受講に要する費用にあてるため、受講手当、通所手当等が支給されます。

31 病気やけがで働けなくなったときは？

受給資格の決定を受けた後に、病気やけがのため15日以上働くことができない状態になった場合には、基本手当のかわりに、同額の傷病手当の支給を受けることができます（ただし、健康保険、労災保険等、他の法律に基づいて傷病手当金、休業補償給付等の支給を受けている場合や待期期間中および給付制限期間中の日は、支給を受けることができません）。

また、引き続き30日以上働くことのできない場合には、傷病手当の支給を受けず、受給期間を延長し、傷病が治癒した後に基本手当の支給を受けることもできます（受給期間の延長については18～19ページ参照）。

傷病手当の申請手続きについて

傷病手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。申請期間は、傷病が治癒した直後の認定日までです。

- 1 傷病手当支給申請書
- 2 雇用保険受給資格者証

※ 提出は代理の方でも差し支えありませんが、その場合、委任状が必要となります。

傷病の期間が1か月以上になると思われる場合には、事前にハローワーク等へご相談ください。

また、健康保険の種類を確認させていただきますので、「健康保険証」（写しでも差し支えありません）をご持参ください。

32 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が死亡の前日（一定の場合に当日）までの基本手当等の支給を受けることができます。これを「未支給失業等給付」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡を知った日の翌日から6か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワーク等に提出してください。

33 失業等給付は正しく受給しましょう

◎ 不正受給とは

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとするをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**）。

◎ 正しく申告しないと不正受給になります。

例えば、次のような場合です。

- ☐ 求職活動の実績がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について虚偽の申告をした。
- ☐ 事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。）に、そのことを失業認定申告書で申告しなかったり、採用日、雇用され、働いた事実および収入を隠したり、偽った申告をした。
- ☐ 労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（雇用保険の支給終了後、雇用保険を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。
- ☐ 就職していないのに就職したと偽ったり、就職した日を偽って、再就職手当等の支給申請をした。
- ☐ 会社の役員等に就任したことを申告しなかった。
- ☐ 偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎ ルールを守って正しく受給しましょう。

もし、不正受給をすると、

- ☐ **支給停止**（その日以後の失業等給付の支給を受ける権利がなくなります）
- ☐ **返還命令**（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）
- ☐ **納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の**2倍に相当する額**をさらに納めなければなりません）
- ☐ 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
- ☐ これら返還金などの納入を怠ると、財産の差押え等が行われることがあります。
- ☐ 悪質な場合、詐欺罪等で処罰されることがあります。

34 処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、雇用保険審査官に審査を申し出ることができます。これを「審査請求」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または、直接雇用保険審査官にその旨を申し出てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に労働保険審査会に再審査請求をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

愛媛労働局雇用保険審査官の所在地は

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎（3階）
香川労働局内（☎087-811-8922）

35 教育訓練給付について

1 一般教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

① 雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）

厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間（※2）が3年以上あること（※3）

② 雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）

受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）（※4）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること（※3）

- ※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。
- ※3 初めて一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置）
- ※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支 給 額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

- ※ 受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます。ただし、その額が2万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は2万円までとします（平成29年1月1日以降にキャリアコンサルティングを受講した場合に限ります。）。

2 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付

速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

- ※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間（※2）が3年以上あること（※3）
- ② 雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）
受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）（※4）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること（※3）

- ※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。
- ※3 初めて特定一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置）

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の40%に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

3 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

また、当該給付を受けている方については、訓練を受けている期間で失業状態である日について、基本手当日額に相当する額の80%（※2）の教育訓練支援給付金を受けられる場合があります。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

※2 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の50%となります。

支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間（※3）が3年以上（※4）あること

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長（※5）が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※4）ある方

※3 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※4 初めて専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が2年以上あること（暫定措置）

※5 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支 給 額

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
支給額 (受講者が支払った 教育訓練経費 ×右欄の割合)	50% ただし、4千円を超える場合。 120万円を超える場合:120万円	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から 1年以内に被保険者として雇用された場合 70% ただし、4千円を超える場合。 168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差額が 追加支給されます。

※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

なお、法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円に、4年目受講相当分として上限56万円を上乗せされます（4年間で最大224万円）。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。

4 教育訓練給付の指定講座と支給要件照会について

厚生労働大臣の指定する教育訓練にはどんなものがあるか

「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」により、ハローワークの窓口でご覧いただけます。

なお、インターネットでも「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でご覧いただけます。

(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、

①受講開始（予定）日現在において、あなたが教育訓練給付金の受給資格を満たしているか

②受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか

について、「教育訓練給付金支給要件照会票」により、あなたの住所を管轄するハローワークに照会することができます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

36 雇用継続給付について

雇用保険の給付の中には、在職中に支給される「雇用継続給付」という制度があります。

皆様が再就職された後に、支給の対象となる場合がありますので、簡単にご紹介します。

なお、雇用継続給付の支給申請等の手続きについては、再就職をされた先の事業主を通じて行っていただくこととなります。

この「雇用継続給付」には、「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」及び「介護休業給付」があります。

高年齢雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付は、65歳までの雇用の継続を援助するために、一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（船員の方については、生年月日によって55歳以上60歳未満となる場合があります。詳しくは係員にお問い合わせください。）の雇用保険の被保険者の方（在職中の方）に支給されます。

高年齢雇用継続給付には、高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類があります。

1 高年齢雇用継続基本給付金

雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む。）の支給を受けていない方が支給対象となる給付金です。

支給要件

- ☐ 60歳以上65歳未満の被保険者であること
- ☐ 被保険者であった期間が通算して5年以上あること
 - ※ この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が1年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
- ☐ 60歳以後の各月に支払われた賃金額が、60歳到達時の賃金月額75%未満に低下していること
- ☐ 60歳以後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（365,114円 毎年8月1日に変更となる場合があります。）未満であること
- ☐ 各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
- ☐ 各暦月において育児休業給付または介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給される金額

各月に支払われた賃金の「低下率」(%)（各月に支払われた賃金額÷60歳到達時の賃金月額×100）に応じて、次の計算式により算定します（ただし、支給限度額等により支給額が減額されたり、支給がなされないことがあります。）。

- ☐ 低下率が61%以下の場合
支給額＝各月に支払われた賃金額×15%
- ☐ 低下率が61%を超えて75%未満の場合
支給額＝各月に支払われた賃金額×15%～0%（低下率により一定の割合で逓減します。）
- ☐ 低下率が75%以上の場合
支給されません。

※ 支給を受けることができる期間は、65歳に達する月までとなります。

2 高年齢再就職給付金

受給資格に基づく基本手当の支給を受けた後、60歳到達時以後に1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたことにより被保険者として雇用された方に対する給付金です。基本手当の受給期間内に就職し、就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上ある場合が対象となります。

支給要件

- ☐ 60歳以上65歳未満の被保険者であること
- ☐ 被保険者であった期間が通算して5年以上あること
 - ※ この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が1年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
 - ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
- ☐ 就職日の前日において、基本手当の支給残日数が100日以上あること
- ☐ 再就職後の賃金月額が、基本手当の算定の基礎となった賃金日額の30日分の額の75%未満に低下していること
- ☐ 再就職後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（365,114円 毎年8月1日に変更となる場合があります。）未満であること
- ☐ 各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
- ☐ 各暦月において育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給額

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。ただし、支給を受けることができる期間は基本手当の支給残日数によって、次のとおりとなります。

- ☐ 就職日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上の場合 : 再就職後2年間
- ☐ 就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上の場合 : 再就職後1年間
- ※ その期間内に65歳に達した場合には、65歳に達した月までとなります。

※ 高年齢再就職給付金と再就職手当は併給できません。

※ 雇用継続給付の実際の給付額は、「みなし賃金額」や「支給限度額」の関係で減額となったり、支給されない場合があります。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

育児休業給付について

雇用保険の被保険者（※）（男女を問いません。）が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

介護休業給付について

雇用保険の被保険者（※）が、その家族を介護するため介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「介護休業給付金」が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

37 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について

求職者給付（基本手当）と老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われます。受給権が発生する老齢厚生年金等の受給権者が、求職者給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。

これは、求職者給付の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。なお、求職者給付の他に高年齢雇用継続給付も併給調整の対象となります。

併給調整について詳しくは、あなたが手続きをされている、または、される予定の年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

松山東年金事務所	089 (946) 2146
松山西年金事務所	089 (925) 5105
新居浜年金事務所	0897 (35) 1445
今治年金事務所	0898 (32) 6141
宇和島年金事務所	0895 (22) 5440

38 国民年金の手続きはお済みですか？

20歳～60歳未満の方は…

会社を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要となります。

＊ 扶養に入っていた配偶者の方も、同様に届出が必要になります。

国民年金保険料の免除制度について

保険料を納めるのが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

《メリット1》保険料を一部納付したのと同じ！

保険料の納付を免除された期間の年金額の計算は、保険料を納付した場合と比較して2分の1となります。

《メリット2》万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

《メリット3》特例免除は、退職（失業）された方の所得を除外して審査！

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。